

令和3年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

- 1 日 時 令和3年7月26日（月） 午後1時45分から
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員
板橋財政課長、佐藤主査、浅見主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和3年度第1回会議
議題
 - （1）令和2年度下半期分 一般競争入札契約の審査
 - （2）令和2年度下半期分 指名競争入札契約の審査
 - （3）令和2年度下半期分 随意契約の審査
 - （4）その他
 - 3 閉会

事務局

会議の前に事務局より 1 件報告がございます。

前回の会議の際に委託の入札において最低制限価格を下回って失格となるものが多い案件は最低制限価格の設定を下げてはどうか、とのご意見をいただきました件について、内部組織において検討させていただきました。

結論としては、最低制限価格の設定値は現行のまま変更しないこととして決定いたしました。

理由としましては

- ・最低制限価格を設定する目的は、履行の確保、従業員の労働環境の確保、下請け業者へのしわ寄せ防止などであり、必ずしも最低制限価格が低ければ良いというものではないこと。

- ・工事においては国から最低制限価格を見直すよう通知がされていること。

- ・過去の落札結果や他自治体の設定値との比較においても設定値は適正と考えられること。

などがあります。

なお、平成30年には、市内造園工事業組合から最低制限価格を設計額の80%とするよう要望されましたが、過去の落札率等を理由に変更しない旨を回答しているところです。

以上で報告を終わります。

委員長

これより議事に入ります。

議事に入る前に2点お願いがございます。

1 点目、質疑などがある場合は項目ごとに事務局からの説明が終わってからお願いいたします。

2 点目、会議の時間が限られていますので発言される場合は、簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題1 令和2年度下半期一般競争入札契約の審査について、事務局より説明をお願いします。

議題1 令和2年度下半期 一般競争入札契約の審査について

事務局

それでは、令和2年度下半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたりいただきましたご質問への回答も併せてご説明させていただきます。

それでは、説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ペ

ページから21ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

説明に入る前に資料の差し替えをお願いします。審議事案説明書の1ページから4ページについて、あらかじめお送りした資料では落札価格、契約金額、落札率、落札者の情報が記載されていなかったので本日お配りしました資料にてご確認ください。申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきますので1ページをご覧ください。

「公園案内板（新しい生活様式啓発）設置工事」について、ご説明いたします。

本工事の執行理由は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等への支援として、新しい生活様式を心がけた公園利用を掲示した看板を設置するもの」です。

入札参加資格要件等を、

- ・白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」又は「造園工事」に登録がある者
 - ・格付け等要件は、土木一式工事はAからD、造園工事はAからC
 - ・地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
 - ・実績要件は、
 - 平成22年度から本件公告日までに、白井市が発注した契約金額500万円以上の公園・緑地・街路樹等の管理委託業務及び土木一式工事を、元請けとして施工した実績がある者
 - ・技術者等の個人資格要件は、
 - 土木施工管理技士1級又は2級の資格を有する技術者を配置できる者
 - なお、当該技術者については本入札公告日時点で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする
 - ・白井市税の滞納や未申告がない者 という要件で行いました。
- 入札への資格確認申請者数、入札参加者数ともに2者でした。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが27,090,000円、に対し、落札価格 税抜きで23,000,000円、

契約金額 税込で25,300,000円、落札率は84.9%です。

落札者は、進光園緑化株式会社となっております。

この案件には、委員より2つ、ご質問をいただいております。

1つめの質問は、「業務内容はどのようなものか。コロナ禍で議論されている新しい生活様式の実践を市民に啓発するものか。」ということで、

コロナ禍において、体を動かしリフレッシュができる公園は、三密を避け、心身の健康を保つことができる貴重な場となっていることから、感染症対策に対応した「新しい生活様式」を実践していただくことの啓発を目的としています。

また、併せて公園利用のルールやマナーのほか、避難場所の表示、梨トレ体操の動画へリンクするQRコードなどを表示した看板となっています。

2つめの質問は「予定価格の算定はどのように行ったのか。」ということで、

設計価格は、撤去費、設置費、材料費、諸経費等から算出しております。

材料費については、メーカーの見積りを採用し、その他の撤去費、設置費、諸経費等については、千葉県積算基準に基づいて設計しております。

続きまして3ページのNo.22 「サーマルカメラ購入」についてご説明いたします。

本事業の業種は「物品購入」で、執行理由は、「多くの来場者が見込まれる施設やイベントにおいて施設入口にサーマルカメラを設置し、スムーズに来場者の体調管理を行い新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため購入するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、

- ・名簿の大分類「電算機・電算用品」又は「理化学機器」、に登録がある者
- ・実績要件は、

平成27年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等へ同種機器を納入した実績がある者 という要件でした。

入札への資格確認申請者数は6者、入札参加者数は1者でした。

なお、資格確認申請者のうち、2者は入札参加資格なしとなっております。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが5,454,000円、に対し、落札価格 税抜きで1,975,000円、

契約金額 税込で2,172,500円、落札率は36.21%。

落札者は、株式会社フューチャーイン東京支店となっております。

この案件には、委員より4つ、ご質問をいただいております。

1つめは「落札率が36.2%となっているが、予定価格の算定はどのように行ったのか」ということで、

設計金額の積算にあたっては、参考見積りを1者から徴取し、その金額を基に設計いたしました。

入札参加者は参考見積りを徴取した1者でその業者が落札しました。

2つめは「辞退者が多くいるが考えられる理由は何か。」とのご質問をいただきました。

辞退の理由として、取り扱い機器の仕様が入札仕様に合わない、人員の確保が困難との理由で辞退が2者ありました。

また、1者は入札日程を誤認しており未入札となりました。

3つめは「落札率が36.2%だがスペックは十分な商品だったか」とのご質問をいただきました。

こちらについては、設計書で参考品として示していた物が納品されました。

4つめは「事業者がこのような安価で提供できた理由は」とのご質問をいただきました。

事業者を確認したところ、「参考見積提出時には、入札に限らない販売価格を示したが、入札となったため社として落札したい意向が強まり、可能な限り安価とした。」とのことでした。

担当課としては、入札により競争原理が働いた結果と捉えているところです。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。

質問等がある方はご発言願います。

なお、質問の際には、審議事案説明書の事業名、あるいは、No.をおっしゃっていただければと思います。

委員

2つ質問があります。

1つめがNo. 9の公園案内板設置工事について、いくつくらい看板を設置したのでしょうか。

事務局

39公園で1公園につき、1基、合計39基設置しました。

委員

目的のところに「体を動かしリフレッシュできる公園は三密を避け、心身の健康を保つことができる貴重な場となっていることから～」というのがあるから公園のみに設置するとお考えになったということでしょうか。

事務局

公園利用者に向けての新しい生活様式を心がける啓発看板となっておりますので、公園のみに設置しております。

委員

わかりました。2つめがNo. 22について、見積もりを取られた業者が1者ということですが、複数者から取ろうということを考えなかったのは規則とか何かそういうところから、ということになるのでしょうか。

事務局

1者でなければいけないというルールはもちろんありませんし、従来からこちらの監視委員会でも1者見積もりは避けるようにというご指摘をいただいています、都度、全職員に周知をしているところです。

今回のサーマルカメラ購入については詳細は確認できていませんが、結果として1者からしか見積もりを取らなかったということです。

委員

No. 22で資格確認申請者が6者で、うち2者は資格がないことが確認できたとのことでしたが、資料では入札参加者数は4者となっている。申請者数は4者ではなく、6者で間違いはないでしょうか。

事務局

申請者数は6者でした。資格がないことの理由としまして、1者については要件としていた「電算機・電算用品」又は「理化学機器」の業種登録がなかった、もう1者は「平成27年度から公告日までに同種機器の納入実績があること」の実績要件を満たしていなかったため、合計2者を資格なしと判断しました。

委員

2点伺います。No. 9について、利用者に対して新しい生活様式の内容を啓発する公園利用という面からの啓発ということで意味はあると思いますが、公園以外の公共施設でこのようなことを行ったことがあるのかお伺いします。

もう1点、No. 22について、見積もりを1者しかとっていないとのことですが、なぜ1者しかとらなかったのか、その理由を担当課に確認して次回の会議の場で報告い

ただければと思います。2者以上から見積もりをとるよう周知しているとのことですが、今回、それが反映されていなかったようなので確認をお願いします。

事務局

例えば文化センターですと座席を交互にしているとか、出先機関でも入口にサーマルカメラを設置したり、手指を消毒したり、利用制限をかけたりにしていたように思います。

役所ではサーマルカメラを入口に置くのとビニールの仕切りを設置しています。

また、窓口に仕切りを設置しているのとマスク着用で声が聞きとりにくいという意見が高齢者からあるので、ディズニーランドなどによくある周りの人には聞こえないけれど本人にはよく聞こえるようになるスピーカーのようなものを窓口に整備しようか、ということを進めています。役所に来る時の人数制限、何人以下で来てください、というようなことは行っていません。

委員

見積もりの件は担当課に確認してください。

事務局

確認します。

委員長

他になければ議題2 令和2年度下半期指名競争入札契約の審査について事務局より説明願います。

事務局

続きまして議題2 令和2年度下半期指名競争入札契約について説明いたします。

5ページをご覧ください。

No.24, 25「その他工事(R2-3:排水構造物等布設替)」についてご説明いたします。

執行理由は「経年により沈下した排水施設(L型側溝)の修繕を実施するものと、既設集水桝の取付管を増径し流下能力向上を目的に実施するもの」です。

業者選定については、

- ・指名業者数は1回目が5者、2回目が10者です。
- ・指名理由については、1回目は名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている市内業者のうち、白井市発注の道路工事の受注実績がある者、2回目は「土木一式工事」に登録されている白井市発注の道路工事の受注実績があるAランクからCランクの準市内業者及び県内業者を選定しました。

1回目、2回目とも入札者はありませんでした。

この案件については、委員より3つ、ご質問をいただいております。

1つめは「入札不調の原因は。」ということで、

1回目、2回目ともに作業員や下請業者の確保が困難なこと、手持ち作業が多く対応できないこと等を理由に辞退されております。

工事の時期が年度末の時期となるため、実施中の工事が多く対応が困難になったものと推測されます。

なお、2回目は採算が合わないとの理由での辞退がありましたが、業者の積算額が不明なため市の予定価格が適正であったかは確認できないところです。

2つめは「1回目と2回目で変更した内容は」ということで、

指名業者を変更しましたが、工事の内容は変更しておりません。

3つめは「予定価格を据え置いた理由は」ということで

1回目の入札が全者辞退による不調となり、主な辞退理由が技術者の確保困難など設計内容に起因するものではなかったことから、内容は変更せず、指名業者数及び選定要件を見直すこととしたものです。

なお、本件につきましては、今年の6月に5者による見積合わせを行い、発注しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

No.28「学習等供用施設天井等改修工事（その3）」についてご説明いたします。

執行理由は「当施設の大集会室は、建築基準法による特定天井に該当するため、利用者の安全性の確保、非常時における避難所の機能確保を目的に天井等改修工事を行うもの。」です。

業者選定については、

- ・指名業者数は15者。
- ・指名理由については、名簿の大分類「建築一式工事」に登録されている市内及び県内業者のうち、本市又は他自治体が発注した本工事と同規模の建築一式工事を元請けで完了した実績のある者を選定しました。

入札は3者となっています。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが 18,990,000 円に対し、落札価格 税抜きで 15,800,000 円、
契約金額 税込で 17,380,000 円、落札率は 83.2%です。

落札業者は、株式会社 新星建設となりました。

この案件には、委員より 2 つのご質問をいただいております。

1 つめの質問は、「1,000 万円以上の工事のため市の規則では一般競争入札の対象となるが、指名競争とした理由は。」ということで、

本件は令和 2 年 7 月に一般競争入札を実施して応札者がなく不調となりました。その後、令和 2 年 9 月に指名競争入札を実施しましたが予定価格以下の入札がなく再度不調となったため指名業者を変更して再度の指名競争入札としたものです。

2 つめは、「市の規則に抵触しないか。」ということで、

本件は原則として一般競争入札の対象となりますが、やむを得ない理由がある場合は指名競争入札を実施できることとしております。

本件を指名競争入札により実施することについては、内部の手続きを経て決定しており、市の規則には抵触しません。

9 ページをご覧ください。

No.30 「陸上競技場管理棟防水改修工事」についてご説明いたします。

執行理由は「陸上競技場管理棟は、災害時における新型コロナウイルス感染症対策の避難所として位置づけられているが、避難者が療養するスペースとなる雨天走路や会議室で経年劣化による漏水が生じていることから、原因となっている屋上の防水改修、漏水跡等が生じている内部の塗装改修等を行い、避難時等の生活環境を改善するもの。」です。

業者選定については、

- ・指名業者数は 15 者。
- ・指名理由については、名簿の大分類「建築一式工事」に登録のある市内及び県内業者のうち、請負金額 1,000 万円以上の公共施設の建築一式工事を元請けで完了した実績のある業者を選定しました。
入札は 7 者となっています。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが 20,410,000 円に対し、落札価格 税抜きで 10,194,310 円、

契約金額 税込で 11,213,741 円、落札率は 49.9%です。
落札業者は、株式会社丸彰工務店となりました。

この案件には、委員より 2 つ、ご質問をいただいております。

1 つめは「1,000 万円以上の工事のため市の規則では一般競争入札の対象となるが、指名競争とした理由は。」ということで、

本件は

- ・災害時における新型コロナウイルス感染症対策施設の整備であり、災害に対して早急に整備し、災害に備える必要がある。
 - ・5 月頃から大会などでの施設利用が多くなり、4 月までに工事を完了させる必要があることから時間的余裕がない。
 - ・施設利用の減る冬季に実施することにより利用者への利便性の低下が防げる。
 - ・乾季である時期の施工が可能であり、良好な施工条件が得られる。
- との理由により指名競争入札としたものです。

2 つめは「市の規則に抵触しないか。」ということで、

先ほどの案件と同じ回答となりますが、やむを得ない理由がある場合は指名競争入札を実施できることとしております。

本件を指名競争入札により実施することについては、内部の手続きを経て決定しており、市の規則には抵触しません。

続きまして、ページが飛んでしまって申し訳ございませんが、20 ページをご覧ください。

No.59 「【債】児童・生徒及び教職員健康診断業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は「学校保健安全法施行規則第 6 条第 1 号から 12 号及び 13 条並びに小児生活習慣病予防検診の検査項目について、執行するもの。」です。

業者選定については、

- ・指名業者数は 3 者。
- ・指名理由については、名簿の大分類「医療・医事・給食」、中分類「集団検診」に登録されている者のうち、同種業務の実績があり、かつ案件におけるすべての検査を履行可能な業者を選定しました。入札は 2 者となっています。

金額につきましては、

予定価格 税抜きが 24,061,650 円に対し、落札価格 税抜きで同額、
契約金額 税込で 26,467,815 円、落札率は 100%です。

落札業者は、公益社団法人パブリックヘルスリサーチセンター附属健康増進センター
白井診療所となりました。

この案件には、委員より 2 つ、ご質問をいただいております。

1 つめは「落札率が 100%だが、その原因として考えられるものは何か。」というこ
とで、

令和 2 年度予算積算のため参考見積を依頼した業者が同額で入札したことにより落
札率が 100%となったと考えられます。

2 つめは「予定価格の算定はどのように行ったのか。」ということで、

同業務を委託している業者 1 者のみからの参考見積額で、予算計上しており予算額を
設計金額（予定価格）としました。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

委員

No. 24, 25 の入札不調の原因に関して、1 回目 2 回目の共通の理由として年度
末の実施になるため、ということでしたが、おそらく例年同じようなことになるのでは
ないかと思えます。先ほどの説明では 6 月に 5 者見積もり合わせで発注済みとのこと
でしたが、この工事に関して時期をずらしてやろうとか、緊急性があるからあまり時期を
ずらすのが難しいところがあるとか、そのような理由が何かあったりするのでしょうか。

事務局

書類から確認できる範囲ですが、雨水排水により支障をきたしている沿線の地権者か
らの要望に対する対策工事で、本来であれば梅雨前に工事を完成させるという計画で要
望された方々に説明をしていたということで、1 回目 2 回目は本来、その時期に市とし
てはやりたかった、というところだと思います。

委員

事業期間が3月31日までになっているので、梅雨の前、大雨の前にやりたかったのかなと思いましたが、そういうことでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

No. 59について、こちらも見積もりが1者だったが、指名業者が3者ということで業者数が少ないので取りづらかったとかそういう事情があるのかと思いますが、その理由を確認させていただきたい。

事務局

1者からではなく複数の者から見積もりを取るよう従来から通知はしているところです。本件は対応できるところがそもそも少ないというところもあろうかと思いますが、こちら結果として1者しかとりませんでした。理由につきましては、申し訳ありませんが確認していません。こちらについても先ほどと同様に確認させていただいて、次回の会議で報告させていただくことでもよろしいでしょうか。

委員

わかりました。

委員

No. 24, 25の各委員からの質問の回答のうち、「なお、採算が合わないとの理由については、」というところで、業者の積算額が不明というのは、予定価格について業者の方に積算してもらってその内訳についてはもらっていないので予定価格が適正かどうか確認できません、ということでしょうか。

事務局

入札をそもそもしていただけていないので、この業者が金額をいくらで積算したのかわからないという状況です。

委員

そもそも入札をしていないから予定価格が高いのか安いかわからないということでしょうか。

事務局

業者の設計と市の設計にどのくらい乖離があったのか確認できないという状況です。

委員

No. 28とNo. 30について、回答として本来であれば一般競争入札の案件であるが、いろいろな理由、やむを得ない事情において今回は指名競争入札を実施した、ということで、実態は理解できます。その場合に実施できると書面に明記されているのか、あるいは担当レベルにおいてそのように判断されたのか、そこを確認させていただければと思います。

事務局

今回の案件については、両方とも1,000万円以上の工事で原則としては一般競争入札により行うものですが、やむを得ない事情により指名競争入札とする場合には内部の審査会で白井市建設工事等入札契約審査会という会がございまして、例えば指名競争入札を行う場合にはこの指名業者で良いか、一般競争入札を行う場合にはこういった条件で実施して良いか、というところを審査する会があります。そちらの会で通常は一般競争入札を行うものを指名競争入札にする場合は、指名競争入札として良いか、指名競争入札とする場合の指名業者の数について個々に設定するということが取り扱いの基準に載っておりますので、工事の担当の判断だけでできるものではございません。

委員

それは明文化されているのでしょうか。

事務局

競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準というものを定めていまして、これに則って実施しているということになります。

委員長

他になければ、議題3 令和2年度下半期分の随意契約の審査について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、11ページをご覧ください。

No.11 「【債】白井市小中学校学習用端末等整備事業」についてご説明いたします。

執行理由は、「GIGAスクール構想の実現に基づき、白井市小中学校の児童生徒に1人1台の学習用端末の整備を行い、併せて大型提示装置等の周辺機器及びアクティブラーニング室の整備を行うもの。」です。

随意契約理由は、

本業務の遂行にあたっては、子供たちの学習環境の充実及び教職員によるICTを活用した効果的な教育を実現するため、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、

技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルによる契約としました。

金額につきましては、
設計金額 税抜きが1,047,936,364円に対し、契約金額 税抜きで1,047,561,000円、
落札率は99.96%です。

契約の相手方は、富士電機ITソリューション株式会社 千葉支店です。

この案件には、委員より5つ、ご質問をいただいております。

1つめは、「業務の内容は。」ということで、

国が示す「GIGA スクール構想の実現」に基づき、子供たち1人1人に「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を実現すべく、白井市の小中学校において、児童生徒に1人1台の学習用端末の整備等を行うもので、具体的には学習用端末やプリンタの賃貸借、ソフトウェア等の導入、保守、設計・構築・設定などがあります。

2つめは、「プロポーザル方式とした理由は。」ということで、

先ほどの随意契約理由と重複する部分がありますが、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するためプロポーザル方式としたものです。

3つめの質問は、「どのような選考経緯を経たか。プロポーザルの内容は。」ということで、内容が重複するためまとめたの回答とさせていただきます。

「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」を実施しました。

「書類審査」では、国又は地方公共団体等が発注した学習用端末賃貸借業務又は類似業務を元請けとして完了した実績があるか、を基準として審査しました。

また、参加者中の最低見積額と参加者の見積額をもとに配点を行いました。

「プレゼンテーション審査」では、基本的な考え方、業務遂行能力、独自提案など9項目により審査を行いました。

4つめは「予定価格の算定はどのように行ったか」ということで、

参考見積を1者から徴取し、その見積をもとに算定しました。

5つめは「委託先にふさわしいと判断した理由は。」ということで、

プロポーザル審査の最高得点者であり、契約締結に向けた協議においても問題が無かったため委託先として選定しました。

続きまして、14ページをご覧ください。

No.13 「白井市小中学校貸出用モバイルルーター購入」についてご説明いたします。

執行理由は、「小中学校において、学習用端末を使用して家庭学習を行うにあたり、インターネット（Wi-Fi）環境が無い家庭でも使用できるよう、貸出用のモバイルルーターの購入を行うもの。」です。

随意契約理由は、

通常時の宿題、夏休み期間中の課題、緊急時の短期休業の家庭学習など、小中学校の運用形態を踏まえ、価格や通信費だけでなく、柔軟な運用が可能となる通信プランを提供している事業者を、総合的に判断した上で選定する必要があることから、モバイルルーター端末販売を行い、市の求める条件に該当する通信プランを提供可能とする事業者が、株式会社ビジョンに限られるため、同者と一者特命により随意契約したものです。

金額につきましては、

設計金額 税抜きが2,727,273円に対し、同額で契約、落札率は100%です。

契約の相手方は、株式会社ビジョンです。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「随意契約とした理由は。」ということで、

先ほどの説明と重複しますが、価格や通信費だけでなく、柔軟な運用が可能となる通信プランを提供している事業者を、総合的に判断した上で選定する必要があるため、市の求める条件に該当する通信プランを提供可能とする事業者が、株式会社ビジョンに限られるため、一者随意契約としたものです。

16ページをご覧ください。

No.16 「【継】白井市文化センターのあり方検討支援業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「今後の文化センターのあり方は「文化センターのあり方検討委員会」を設置して検討・決定することとなっているが、現状調査、モデルプラン作成、コスト比較等、検討に必要な資料は広範に及び内容も専門的なため、文化施設等の調査や基本構想

策定等の実績がある業者に支援業務として委託することで、検討委員会の調査審議を円滑に進められるようにするため委託するもの」です。

随意契約理由は、

同種業務の受注実績がある業者を、事業実績や専門性、技術力等から審査し、価格面だけではなく総合的な見地から判断することで、検討委員会の運営支援を確実に履行できる業者を選定することができると考え、プロポーザル方式を採用したものです。

金額につきましては、

設計金額 税抜き 20,270,000 円に対し、契約金額 税抜き 18,500,000 円、落札率は 91.26%で、契約の相手方は、株式会社シアターワークショップです。

この案件には、委員より 7 つ、ご質問をいただいております。

1 つめは「業務の内容は。」とのことで、

今後の白井市文化センターのあり方は「白井市文化センターのあり方検討委員会」で検討・決定し、その結果を「提言書」として策定する予定ですが、検討を円滑に進めるために、現状調査、モデルプラン作成、コスト比較等、検討に必要な資料の作成、検討委員会議の運営支援及び市民意見の把握を目的とした調査等の実施に係る業務を委託するものです。

具体的には、検討委員会議の運営支援等、検討のための基礎調査、市民アンケートの実施、提言書の作成支援などです。

2 つめは「プロポーザル方式とした理由は。」ということで、

先ほどの説明と重複しますが、同種業務受注実績がある業者を、事業実績や専門性、技術力、企画力、創造性等から審査し、価格面だけではなく総合的な見地から判断することで、検討委員会の運営支援を確実に履行できる業者を選定することができると考えたためです。

3 つめは「プロポーザルの内容は。」ということで、

「書類審査」及び「プレゼンテーション審査」を実施しました。

書類審査では、同種業務の過去の業務実績及び業務実績のある施設の規模、業務主任担当者の実績・能力等を審査しました。

プレゼンテーション審査では、事業の趣旨の理解・仕様書に沿った提案かどうか等業務に対する考え方、提言書策定に向けた意見集約・市民アンケート等市民の意見を聞く機会の実施方法・内容に関する提案が検討委員会の運営支援としてふさわしい内容かど

うか、仕様書の内容を理解し更に独自性の高い付加価値や工夫のある提案かどうか等について審査しました。

4つめは「委託先にふさわしいと判断した理由は。」ということで、

過去の業務実績、業務に対する考え方、業務の内容、独自提案のいずれもが、他者より優れた提案内容と評価されたため選定しました。

5つめは「調査を行うこととなった背景は。」ということで、

文化センターは平成6年（1994年）に開館し、市の文化芸術活動や生涯学習活動の拠点として大きな役割を担ってきました。開館以来26年が経過したことで機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えています。大規模改修等には多額の費用を要するため、建設当初から大きく変化した社会情勢や市民ニーズ等を踏まえて今後の施設の利用方法についてゼロベースで検討を行ってあり方を決定し、決定した方針に沿って改修等への対応を行うこととなりました。

今後のあり方は検討委員会で検討・決定し、その結果を提言書として策定しますが、検討を円滑に進めるために、検討に必要な資料の作成や検討委員会議の運営支援及び市民意見の把握を目的とした調査等の実施に係る業務を委託することとなったものです。

6つめは「文化センターの利用に関しての現状の問題認識は。」ということで、

開館以来26年が経過し機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えています。現行の法律に適合できていない施設・設備もあるほか、利用者から施設の改修要望が出されている箇所もあります。しかしながら、今後のあり方が決定していないために多額の費用を要する大規模改修等に着手できない状況にあると認識しています。

7つめは「市として考えている方向性は。」ということで、

文化センターのあり方検討委員会による提言を受け、市が方針を策定することとなっているため、現段階では未定です。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等があればご発言願います。

委員

No. 13について、モバイルルーター購入の関係で事業期間が令和3年2月1日から令和3年2月26日とありますが、納品されるべき期間ということになるのでしょうか。夏休み期間の課題で利用とかの記載がありますが、この期間での通信契約ではないと思うのですが。

事務局

モバイルルーターの購入ですので、納品の期限が令和3年2月26日までということになります。

委員

モバイルルーターは購入ということですが、通信は今後別途随意契約などでやるのでしょうか。モバイルルーターを購入した後に株式会社ビジョンと契約しない、ということはないと思ったので。

事務局

通信のプランとして、通常時及び緊急時でも即時に使用できること、使わないときには料金が発生しないこと、日割プランと月割プランの切り替えができること、この3点を市が希望していて、そのプランで契約できるところが株式会社ビジョンであったため、株式会社ビジョンのモバイルルーターを購入しました。通信の契約は別になります。

委員

何らかの合意を株式会社ビジョンと市の間でされたということでしょうか。

事務局

担当課に確認します。

委員

購入数は300台では小中学生の人数より少ないと思うが、早い者勝ちのような感じになるのでしょうか。

事務局

教育委員会が家庭にw i - f i 環境がないかどうか確認して、家庭でw i - f i 環境が整わない分について購入しています。アンケートを取っているので、実数に予備を加えた数にしています。

委員

No. 11の5番の金額のところで設計金額と契約金額が一致はしていないが一致しないことはあるのでしょうか。

また、プロポーザルを経て随意契約になったとのことですがプロポーザル参加は複数者あったのでしょうか。

事務局

金額については、業者から参考見積を取って、その単価を採用したとのことですが総額では採用していません。業者からの単価に市で算出した数量を乗じて予定価格を設定しています。

プロポーザルの参加については、現地見学会には4者参加しましたが最終的には参加した4者のうち3者が採算が合わない、端末の確保が困難、業務の中にあるICT支援員の対応ができない、などの理由により辞退したのが最終的にプロポーザルに参加したのは1者だけになります。

委員

設計金額と契約金額が100%一致しないのは、単価の見積もりを入手してそれ掛ける台数で設計金額を出したということでしょうか。

事務局

そのように聞いています。

委員

参加者中の最低見積額と参加者の見積額をもとに配点を行った、とあるので複数の参加があったように読めるのですが。

事務局

参加者がいくつであってもプロポーザルを行いますので、参加者中の最低見積額と参加者の見積額をもとにというのは、1者の場合は最低見積額と見積額が同じになります。100点というのか100%というのかはわかりませんが結果的には100分の100といった状況です。

委員

No. 11について、現地見学会までは4者で正式なプロポーザルの参加は1者ということですが、この回答欄にプロポーザルの参加は1者だったことを記載するようにしてください。

No. 11の業務の契約期間はどのようになっているのでしょうか。

それから、No. 16についてもプロポーザルということですのでこちらもプロポ

ーザルの参加業者がいくつあったのかお伺いします。

事務局

N o . 1 1 の業務の期間については、5年間の賃貸借で予定しております。

機器を各学年から入れていくということではなく、約6,000台を一度に入れ替えるので、機器の耐用年数を考えて5年としているのではないかと思います。5年後に同じような対応、6,000台全部入れ替えるのか、例えば2,000台ずつ入れ替えていくのか、というところは今後の課題になってくるところです。

委員

契約期間が5年間であることを回答の中に入れていただければと思います。次回同じようなものがあれば入れておいてください。

事務局

わかりました。

先ほどのN o . 1 6、文化センターのあり方のプロポーザルについてですが、現地見学会に2者参加しまして、その2者がそのままプロポーザルにも参加しています。

次回から参加者数の内容も資料に記載させていただきます。

委員

全国で一斉に端末を整備していると思うが、国費で賄われているのでしょうか。

事務局

端末の費用の一部に国費が充てられています。資料に記載の11億円は市の持ち出しです。国費の割合はわかりませんが、国費は事業者に直接支払われることになっています。

先ほどのモバイルルーター購入の件での通信契約の質問の件ですが、すでに4月に株式会社ビジョンと契約を結んでおります。

委員長

そのほか、何かございますか。

特になければ、令和2年度下半期の入札、随意契約に関しまして、市長へ不適切な点、あるいは改善点として報告することはございますか。

特にないということよろしいでしょうか。

それでは市長への報告事項は特にないということとさせていただきます。

続きまして、その他について事務局から何かございますか。

事務局

次回の会議についてですが、第2回の会議は例年1月に行っているということですので、例年どおり令和4年1月、おそらく下旬になろうかと思いますが、また日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の予定はすべて終了いたしました。

以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。お疲れさまでした。